

自筆証書遺言が法務局で保管可能に

7月10日より、法務局で自筆証書遺言の保管ができるようになります。
今回は自筆証書遺言保管制度について簡単にまとめてみました。

◆自筆証書遺言に係る現状と課題

- ・現状は自宅で保管されることが多い
- ・問題点⇒・遺言書の紛失・亡失
 - ・相続人等による遺言書の破棄、隠匿、改ざん
 - ・これらの問題により遺言が正しく実行されないこともある

◆対応策として法務局で遺言書を保管する制度を創設

◆保管申請の流れ～申請は遺言者本人のみ～

- ①自筆証書遺言を作成する(遺言部分は全部手書、財産目録部分はパソコン作成も可)
- ②保管の申請をする遺言書保管所を決める

遺言者の住所地 遺言者の本籍地 遺言者の所有する不動産の所在地	}	いずれかを管轄する法務局が遺言書保管所となる
---------------------------------------	---	------------------------
- ③申請書を作成する
- ④保管の申請の予約をする
- ⑤保管の申請をする⇒必要書類 遺言書、申請書、本籍地記載住民票の写し等、
本人確認書類(顔写真付)、手数料 1通につき3,900円
- ⑥保管証を受け取る

◆保管申請を返してもらう(撤回する)場合(手数料 1回 1,700円)

- ①撤回書の作成 ⇒ ②撤回の予約 ⇒ ③撤回し、遺言書を返してもらう

◆遺言者が変更事項の届出をする場合(氏名、住所等に変更が生じたとき)

- ①届出書を作成 ⇒ ②変更の届出の予約 ⇒ ③変更の届出

◆遺言者が預けた遺言書を見る(生前の閲覧 本人のみ)

- ①閲覧の請求をする遺言書保管所を決める
 - モニターによる閲覧: 全国のどの遺言書保管所でも閲覧請求ができる
 - 遺言書原本の閲覧: 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみ
- ②閲覧請求書の作成 ⇒ ③閲覧請求の予約 ⇒ ④閲覧の請求 ⇒ ⑤閲覧

◆保管申請後の遺言書内容の変更は撤回して再度保管申請することを推奨

◆相続が発生したら相続人は交付請求すれば遺言書を確認することができる